平成２８年（フ）第１４号
仙台市青葉区小田原４丁目２番５号
債務者　西原明こと　韓　　明
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　丈樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月28日午前11時55分
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８０２号
大阪府吹田市佐井寺３丁目23番12号（Ｓ７）
債務者　竹岡　正博
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤いずみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
福岡市城南区宝台団地19番404号
債務者　黒木　一実
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古瀬　　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１号
福岡県朝倉郡筑前町栗田725番地15
債務者　原田　一清
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４２号
福岡県朝倉郡筑前町栗田725番地15
債務者　原田　睦子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３３２号
大阪市中央区南船場２丁目12番26―902号
債務者　鳴瀧　順史
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５０３２号
大阪市東住吉区北田辺２丁目９番２号ロイヤル北田辺202号、前住所大阪市阿倍野区西田辺町２丁目３番28号シュロス鶴ヶ丘601号
債務者　横山彰人こと　黄　　彰人
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０４１号
大阪市住之江区安立２丁目８番９号　ヴィラ安立307号
債務者　奥田　久恵
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３２５号
大阪府寝屋川市東大利町12番27号（202号）
債務者　田中　正尚
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６号
大阪市住之江区新北島３丁目９番４号　レオパレス住之江公園　106
債務者　立花　邦彦
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５９号
大阪府豊中市服部寿町２丁目19番９号
債務者　瀧川　佳佑
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７２号
大阪市淀川区東三国６丁目21番３号　レシェンテ東三国204号
債務者　長野　庄一
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８５号
大阪市東住吉区鷹合１丁目８番７号　パークサイドマンション203号
債務者　三嶋　良江
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５７号
大阪市西成区南津守７丁目９番33―606号、前住所大阪市西成区玉出東２丁目３番33号サンフラット　303
債務者　田守　　伸
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７９号
大阪市東住吉区鷹合３丁目11番20号　シティパレス21針中野パートⅠ　402号
債務者　田中　義章
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８１号
大阪府門真市本町９番10―307号
債務者　春木　愛子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９３号
大阪市東淀川区下新庄５丁目12番２―406号
債務者　尾畑　美樹
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部